

## 令和5年度埼玉県水田収益力強化ビジョン

### 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県は、高い耕地率（令和4年時点 19.3%で全国第4位）、穏やかな気象及び大消費地である首都圏に位置するという有利な条件を備えている。こうした条件を生かし、米、麦、野菜、果樹、花植木など多彩な農産物が生産され、732万人の県民をはじめ4,418万人の消費者を擁する首都圏に向け農産物を供給している。

水田については、耕地面積の55.7%を占め、水稻のほか麦類、大豆、野菜などの生産が行われている。

本県の基幹的農業従事者数は令和2年時点で37,683人と、平成27年から25.8%減少した（農林業センサス）。

一方で、農地中間管理事業（平成26年開始）の実施などにより県内の農地利用集積面積は平成25年度から令和3年度にかけて7,558ha（集積率は11.7ポイント）増加しており、規模拡大を進める担い手が増加傾向にある。

今後ともこのような担い手を育成していくためには、同事業を活用した担い手へのさらなる農地集積・集約を進めるとともに、水稻はもとより水稻以外の戦略作物や高収益作物の本作化を図り、水田農業の構造改革を進めていくことが課題となっている。

### 2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本県の令和3年時点の野菜農業産出額は743億円であり、県全体の農業産出額1,528億円の48.6%を占める。

このため、野菜を主な高収益作物の推進品目として位置付け、首都圏に位置し大消費地を有する利点を生かし、野菜の生産・供給拠点として、多様な流通・販売ルートを活用した産地創出を図る。

県全体の野菜の作付状況については近年減少傾向にはあるものの、水田における野菜の作付面積は拡大傾向にある。機械化一貫体系の導入や、県内食品業者の加工用・業務用需要を受けて生産拡大を図る経営体も育成されている。

また、都心からのアクセスが良好であることから、観光農園等の拡大が見込まれるとともに、加工・業務用に適した土地利用型の品目や、高付加価値で訴求力の高い品目を中心に推進していく。

### 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

主食用米の作付面積が減少する中、交付対象水田の利用状況を確認し、その結果を踏まえ、水田活用の直接支払交付金に頼らず、野菜等の高収益作物の本作化を進め、農業経営の所得向上を図る。

また、生産者が水田を余すことなくフル活用できるよう、麦、大豆等を始めとした戦略作物の低コスト技術対策の普及・定着に向けた取組、並びに生産拡大に向けた取組を支援していく。

さらに、水田の利用状況の点検、ブロックローテーション体系の構築及び畠作物の产地づくりに向けた地域の話し合いを促進し、水田の有効利用を支援する。

## 4 作物ごとの取組方針等

### (1) 主食用米

主食用米の需要は減少傾向であることから、需要に応じた米の生産が必要である。

本県は産地と消費地が隣接していることから、農家が消費者や飲食店等に直接販売できる環境にあり、産地品種いかんにかかわらず流通が可能となっている。

その反面、市場流通についてはロットが確保できないため、銘柄ブランドとして一般に浸透させにくいという特徴がある。

また、近年は夏期の高温による登熟障害が発生しており、暑さに負けない米づくりを推進する必要がある。

そのため、今後は

- ①安定生産を実現する適正な品種構成への誘導
- ②本県の優位性を活かした生産・販売体制の構築
- ③高温対策や病害虫防除の徹底による品質・作柄の安定

に向けて行政・関係団体及び生産者が一体となって取り組む。

### (2) 備蓄米

継続的に安定した取引が期待できるとともに、播種前に販売収入を決定できることから、着実に取組を進めていく。

### (3) 非主食用米

一部の農業者は、その経営判断により水田における非主食用米生産を実施しており、今後も需要動向を注視しながら非主食用米作付面積の維持・拡大を図る。

#### ア 飼料用米

多収品種導入等により、収益及び生産性の向上を図る。

また、飼料工場や畜産農家等への安定供給のため、地域内流通や全国集荷団体との取引拡大を推進する。

#### イ 米粉用米

県産米粉の利用拡大を支援するとともに、安定供給を図るため、需要に基づいた確実な取組を進める。

#### ウ 新市場開拓用米

国内の主食用米の需要が減少する中、内外の新たな市場開拓への取組を支援し、担い手の作付拡大を図るとともに、実需者との複数年契約を推進する。

#### エ WCS用稻

引き続き耕畜連携を進めていくため、専用品種の種子を確保し、主穀作農家がコントラクター組織に参画するよう誘導することで、生産の維持・拡大を図る。

#### オ 加工用米

地域の実需者の需要に応じた生産を図るとともに酒造メーカー等実需者との取組を支援する。

### (4) 麦、大豆、飼料作物

麦は、近年では冬期の温暖化、春期の多雨など気象の影響による生産量や品質の変動が大きくなっている。また、国際的に麦価格が高騰し、国産小麦等のニーズの高ま

りの中、県産小麦等についても需要の逆ミスマッチ状態にある。

このため、基本技術の励行による高品質安定生産や、農地の利用集積・集約化による生産コストの低減を推進するとともに、産地交付金を活用し担い手の作付拡大を支援する。

また、麦は本県北東部を中心に古くから二毛作が盛んに行われており、水田農業の安定した経営並びに水田の有効活用を図るため、引き続き、産地交付金を活用して二毛作の取組を支援する。

大豆は、麦類と同様に、気象変動の影響による収量性の低下が顕著になっており、生産者の作付意欲が低下しつつある。一方、国産大豆のニーズは高まっているため、基本技術の励行による収量の安定化を推進するとともに、麦・大豆等作付拡大支援事業や、産地交付金を活用し、担い手の作付拡大を支援する。

飼料作物は、引き続き耕畜連携を進めていくとともに、省力栽培が可能である子実用とうもろこしの取組を支援する。

#### (5) そば、なたね

一部地域で地産地消の取組がなされているため、地域の需要者の要望に応じた生産量の確保に取り組む。

また、二毛作による水田農業の安定した経営並びに水田の有効活用を図る。

#### (6) 地力増進作物

持続的な農業の確立に向けて、産地交付金を活用し、(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構発行の「緑肥マニュアル（2020年3月）」等に記載されているエンバク、ライムギ、ライコムギ、コムギ（緑肥用）、イタリアンライグラス（緑肥用）、ソルガム（ソルゴー）、スーダングラス（緑肥用）、ギニアグラス（緑肥用）、トウモロコシ（緑肥用）、ヒエ（緑肥用）、ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバー類、クロタリア、セスパニア、エビスグサ、ヒマワリ、マリーゴールド、シロガラシ、カラシナ（チャガラシ）、ナタネ（緑肥用）、ハゼリソウによる次作に向けた計画的な土づくりを支援する。

#### (7) 高収益作物

首都圏に位置することから野菜の生産・供給拠点としての役割を担っており、農業産出額は令和3年時点で全国第9位と生産が盛んである。

一方で消費者が身近にいることから流通・販売ルートも多様化し、さらには県内の食品事業者から加工・業務用に適した野菜生産にも潜在需要がある。

このため、水田農業における経営の安定化を図る方策の一つとして、加工・業務用に適した土地利用型の品目の作付拡大を推進し、水田農業経営の所得向上を図る。

また、水田での転換作物として導入の機運が高まっているごまを高収益作物に位置付け、作付拡大の取組みを支援する。

## 5 作物ごとの作付予定面積等

～

## 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

## 別紙

## 5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

| 作物等        | 前年度作付面積等 | 当年度の作付予定面積等 |        | 令和5年度の作付目標面積等 |        |       |
|------------|----------|-------------|--------|---------------|--------|-------|
|            |          | うち二毛作       | うち二毛作  | うち二毛作         | うち二毛作  |       |
| 主食用米       | 27,408   | 0           | 27,400 | 0             | 27,400 | 0     |
| 備蓄米        | 92       | 0           | 92     | 0             | 92     | 0     |
| 飼料用米       | 3,770    | 0           | 3,500  | 0             | 3,500  | 0     |
| 米粉用米       | 851      | 0           | 810    | 0             | 810    | 0     |
| 新市場開拓用米    | 45       | 0           | 100    | 0             | 100    | 0     |
| WCS用稻      | 136      | 0           | 160    | 0             | 160    | 0     |
| 加工用米       | 166      | 0           | 170    | 0             | 170    | 0     |
| 麦          | 5,279    | 3,229       | 5,380  | 3,250         | 5,380  | 3,250 |
| 大豆         | 501      | 108         | 510    | 120           | 510    | 120   |
| 飼料作物       | 196      | 62          | 240    | 86            | 240    | 86    |
| ・子実用とうもろこし | 17       | 0           | 28     | 0             | 28     | 0     |
| そば         | 87       | 42          | 83     | 42            | 83     | 42    |
| なたね        | 7        | 6           | 7      | 6             | 7      | 6     |
| 地力増進作物     | 1        | -           | 2      | -             | 2      | -     |
| 高収益作物      | 305      | 43          | 310    | 44            | 310    | 44    |
| ・野菜        | 302      | 43          | 307    | 44            | 307    | 44    |
| ・花き・花木     | 0        | -           | 0      | -             | 0      | -     |
| ・果樹        | 0        | -           | 0      | -             | 0      | -     |
| ・その他の高収益作物 | 3        | -           | 3      | -             | 3      | -     |
| 畠地化        | 2        | -           | 10     | -             | 10     | -     |

## 6 課題解決に向けた取組及び目標

| 整理番号 | 対象作物   | 使途名                      | 目標                       | 前年度<br>(実績)<br>※  | 目標値<br>※                        |
|------|--|--------------------------|--------------------------|-------------------|---------------------------------|
| 1    | 麦  | 担い手による麦・大豆の取組            | 収益力向上技術導入面積              | (R4年度)<br>1,910ha | (R5年度) 麦2,070ha<br>大豆344ha      |
|      | 大豆   |                          |                          | (R4年度)<br>334ha   | (R6年度) 麦2,220ha<br>大豆354ha      |
| 2    | 高収益作物<br>(露地野菜及びごま)  | 担い手による所得向上に向けた高収益作物生産の取組 | 水田を活用した高収益作物の拡大          | -                 | (R5年度) 230ha<br>(R6年度) 250ha    |
| 3    | 飼料用米   | 担い手による飼料用米・米粉用米の取組       | 収益力向上技術導入面積              | (R4年度)<br>3,113ha | (R5年度) 飼料用米3,045ha<br>米粉用米753ha |
|      | 米粉用米   |                          |                          | (R4年度)<br>753ha   | (R6年度) 飼料用米3,065ha<br>米粉用米787ha |
| 4    | 戦略作物等<br>(麦、大豆、飼料作物、WCS用稻、加工用米、飼料用米、米粉用米、そば、なたね、新市場開拓用米)※種子用含む | 二毛作助成                    | 戦略作物同土の組合せの割合増加          | (R4年度)<br>49%     | (R5年度) 50%<br>(R6年度) 51%        |
| 5    | 飼料作物<br>(WCS用稻、子実用とうもろこし含む)                                    | 飼料作物の作付の取組               | 収益力向上技術導入面積              | (R4年度)<br>259ha   | (R5年度) 290ha<br>(R6年度) 310ha    |
| 6    | そば   | そば、なたねの作付の取組             | 水田におけるそば、なたねの作付け面積の維持・拡大 | (R4年度)<br>40ha    | (R5年度/R6年度)<br>そば41ha なたね1ha    |
|      | なたね(搾油用)   |                          |                          | (R4年度)<br>1ha     |                                 |
| 7    | 新市場開拓用米  | 新市場開拓用米の複数年契約加算          | 複数年契約の取組面積の拡大            | (R4年度)<br>0ha     | (R5年度) 15ha<br>(R6年度) 15ha      |
| 8    | 新市場開拓用米  | 新市場開拓用米の作付の取組            | 輸出用米の作付面積の拡大             | (R4年度)<br>45ha    | (R5年度) 100ha<br>(R6年度) 100ha    |
| 9    | 地力増進作物   | 地力増進作物の作付拡大の取組           | 地力増進作物の取組面積の拡大           | (R4年度)<br>1ha     | (R5年度) 2ha<br>(R6年度) 2ha        |

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

## 7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:埼玉県

| 整理番号 | 使途<br>※1                          | 作期等<br>※2 | 単価<br>(円/10a) | 対象作物<br>※3  | 取組要件等<br>※4                             |
|------|-----------------------------------|-----------|---------------|---|---|
| 1-1  | 担い手による麦・大豆の取組                     | 1         | 5,200         | 麦、大豆  | 作付面積に応じて支援、収益力向上の取組                     |
| 1-2  | 担い手による麦・大豆の取組(二毛作)                | 2         | 5,200         | 麦、大豆  | 作付面積に応じて支援、収益力向上の取組                     |
| 2-1  | 担い手による所得向上に向けた高収益作物生産の取組(11品目)    | 1         | 5,200         | ねぎ、ブロッコリー、カリフラワー、さといも、とうもろこし、なす、えだまめ、たまねぎ、にんにく、じゃがいも、ごま | 作付面積に応じて支援                              |
| 2-2  | 担い手による所得向上に向けた高収益作物生産の取組(それ以外の野菜) | 1         | 5,000         | 上記以外の野菜   | 作付面積に応じて支援                              |
| 3-1  | 担い手による飼料用米の取組                     | 1         | 3,800         | 飼料用米  | 作付面積に応じて支援、収益力向上の取組                     |
| 3-2  | 担い手による米粉用米の取組                     | 1         | 3,000         | 米粉用米  | 作付面積に応じて支援、収益力向上の取組                     |
| 4-1  | 二毛作助成(主+戦)                        | 2         | 3,500         | 戦略作物等   | 主食用米と戦略作物等の二毛作を行った場合、二毛作として作付する面積に応じて支援 |
| 4-2  | 二毛作助成(戦+戦)                        | 2         | 10,500        | 戦略作物等   | 戦略作物同士の二毛作を行った場合、二毛作として作付する面積に応じて支援     |
| 5-1  | 飼料作物の作付の取組                        | 1         | 5,200         | 別紙アのとおり   | 作付面積に応じて支援、収益力向上の取組                     |
| 5-2  | 飼料作物の作付の取組(二毛作)                   | 2         | 5,200         | 別紙アのとおり   | 作付面積に応じて支援、収益力向上の取組                     |
| 6    | そば、なたねの作付の取組                      | 1         | 20,000        | そば、なたね  | 作付面積に応じて支援                              |
| 7    | 新市場開拓用米の複数年契約加算                   | 1         | 10,000        | 新市場開拓用米   | 複数年契約の取組面積に応じて支援                        |
| 8    | 新市場開拓用米の作付の取組                     | 1         | 20,000        | 新市場開拓用米   | 取組面積に応じて支援                              |
| 9    | 地力増進作物の作付拡大の取組                    | 1         | 20,000        | 別紙アのとおり   | 作付面積に応じて支援                              |

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

(別紙ア)

#### 飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、子実用とうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。)、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稻、WCS用稻、わら専用稻、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スマーズブルムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

#### 地力増進作物の範囲

エンバク、ライムギ、ライコムギ、コムギ(緑肥用)、イタリアンライグラス(緑肥用)、ソルガム(ソルゴー)、スーダングラス(緑肥用)、ギニアグラス(緑肥用)、トウモロコシ(緑肥用)、ヒエ(緑肥用)、ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバー類、クロタラリア、セスバニア、エビスグサ、ヒマワリ、マリーゴールド、シロガラシ、カラシナ(チャガラシ)、ナタネ(緑肥用)、ハゼリソウ

#### 4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

地域の取組に応じた追加配分以外の追加配分があった場合及び当初配分に残余が生じた場合については、整理番号1～5に充当する。単価調整は、①から⑥の順に行う。

①整理番号4-2(二毛作戦略作物同士)の単価10,500円/10aを11,000円/10aを上限として充当する。

②①を実施してなお残余がある場合は、整理番号1-1、1-2(麦・大豆担い手)の単価5,200円/10aを5,500円/10aを上限として充当する。

③②を実施してなお残余がある場合は、整理番号3-1(飼料用米)の単価3,800円/10aを4,300円/10aを上限として充当する。

④③を実施してなお残余がある場合は、整理番号4-1(二毛作助成 主食+戦略作物等)の単価3,500円/10aを4,000円/10aを上限として充当する。

⑤④を実施してなお残余がある場合は、整理番号2-1(高収益作物 11品目)の単価5,200円/10aを5,500円/10aを上限として充当する。

⑥⑤を実施してなお残余がある場合は、整理番号5(飼料作物)の単価5,200円/10aを5,500円/10aを上限として、追加配分額を充当する。

地域の取組に応じた追加配分については、整理番号6～9に充当する。

#### 5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

整理番号1～5について所要額が配分額を超過した場合

追加配分(地域の取組に応じた追加配分以外)により充当した単価を当初計画単価に戻した上で、配分額の合計額に収まるよう一律に減額を行う。減額調整により、余剰が生じた場合は上記4に基づいて調整する。ただし、充当の上限を当初計画単価に読み替える。

整理番号6～8について所要額が配分額を超過した場合

地域の取組に応じた配分額(9に対する配分額を除く)の合計に収まるよう一律に減額を行う。

整理番号9について所要額が配分額を超過した場合

9に対する地域農業再生協議会毎の配分額の合計額に収まるように、地域農業再生協議会毎に一律に減額を行う。

減額調整方法については下記①式により、単価調整係数(小数点第5位以下切捨)を計算し、交付単価を減額(10円未満切捨)する。

【①式】単価調整係数=配分額の合計/所要額の合計

#### 6. 高収益作物について

ごま

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

## 産地交付金の活用方法の明細（個票）

|                    |  |   |       |       |       |          |     |  |  |
|--------------------|--|---|-------|-------|-------|----------|-----|--|--|
| 協議会名               | 埼玉県  |   |       |       | 整理番号  | 1-1, 1-2 |     |  |  |
| 使途名                | 担い手による麦・大豆の取組  |   |       |       |       |          |     |  |  |
| 対象作物               | 麦、大豆(基幹作十二毛作)  |   |       |       |       |          |     |  |  |
| 単 価                | 5, 200円/10a (上限単価5, 500円/10a)  |   |       |       |       |          |     |  |  |
| 課 題                | <p>【R4年度の評価と今後の課題】</p> <p>推進の結果、R4年度の麦（基幹作）の作付面積は2,050ha、大豆（基幹作）は393haとなり、前年度よりも計246ha増加した。一方、そのうち収益力向上技術導入に取り組んだ面積は、麦1,910ha、大豆334haであり目標を下回った。</p> <p>R4年度実績に基づき、R5年度目標を下方修正するが、排水対策や適切な防除等の取組により、収量、品質が安定し、麦・大豆生産の定着につながるため、引き続き支援を行う。</p> <p>二毛作については、R4年度の本メニューで支援している麦の62%、大豆の26%を占めている。水田の有効活用に向けて、二毛作での取組も合わせて支援していく。</p>  |   |       |       |       |          |     |  |  |
| 目 標                |  |   | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度    |     |  |  |
| 収益力向上<br>技術導入 (ha) | 目標   | 麦 | 大豆    | 麦     | 大豆    | 麦        | 大豆  |  |  |
|                    |  | — | —     | 1,718 | 331   | 1,976    | 360 |  |  |
| 内 容                | 担い手が販売を目的として水田で栽培する麦及び大豆に対して、その作付面積に応じて助成する。   |   |       |       |       |          |     |  |  |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者<br/>認定農業者、集落営農、認定新規就農者</li> <li>○対象となる農地<br/>水田活用の直接支払交付金の交付対象水田</li> <li>○対象作物<br/>麦、大豆（基幹作・二毛作）<br/>なお、同一ほ場で当該助成の対象作物同士で二毛作を行う場合、いずれも助成対象とする。<br/>また、異なる整理番号の助成対象作物との組合せで二毛作を行う場合においても、当該助成は有効とする。</li> <li>○収益力向上要件<br/>別紙1に記載の取組要件のうち1つ以上を実施する。</li> </ul>   |   |       |       |       |          |     |  |  |
| 具体的要件              |  |   |       |       |       |          |     |  |  |
| 取組の確認方法            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○認定農業者であることの確認は、市町村等へ申請した農業経営改善計画書により、市町村等の認定を受け、発行された認定書による。</li> <li>○集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅲの2の(4)の規定及び、平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。</li> <li>○認定新規就農者であることの確認は、市町村の発行する認定書による。</li> <li>○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。</li> <li>○作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の(5)の規定に準じて行う。</li> <li>○出荷・販売等の確認は、要綱Ⅳの第2の1の(4)の②の規定に準じて行う。</li> <li>○収益力向上要件の取組確認は別紙1に記載の方法で行う。</li> </ul> |   |       |       |       |          |     |  |  |
| 成果等の確認方法           | 作付面積（基幹作）は令和5年産の水田における作付状況についてにより確認（R5.9）。<br>収益力向上技術導入面積は産地交付金の活用実績により確認（R6.2）。   |   |       |       |       |          |     |  |  |
| 備考                 |  |   |       |       |       |          |     |  |  |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2～4年度の目標の記載は不要です。

## (別紙1) 担い手による麦・大豆の取組における収益力向上要件

### 【取組要件】

#### ① 難防除雑草対策

薬剤により、以下の難防除雑草を防除する。

(麦：ナズナ、スズメノカタビラ、ノミノフスマ、スズメノテッポウ、カズノコグザ、カラスノエンドウ、ヤエムグラ、ネズミムギ、カラスムギ、タデ類、シロザ、スギナ、コヌカグザ、ヨモギ)

(大豆：帰化アサガオ類、アレチウリ、ヒロハフウリンホオズキ、カロライナツユクサ、イヌホオズキ、オオブタクサ、ニシキアオイ)

#### ② 排水対策

以下のいずれか一つ以上に取組む。

心土破碎、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠、そのほか地域農業再生協議会において排水対策に資すると判断できる取組み。

#### ③ 土壌診断を踏まえた土づくり・施肥

pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断又はセンシング機器を用いた生育診断の結果に基づいて、肥料や有機質資材、土壌改良資材の施用、又は緑肥作物を作付する。

#### ④ 重要病害虫の防除

薬剤により、以下の病害虫を防除する。

(麦：赤かび病、うどんこ病、赤さび病)

(大豆：紫斑病、カメムシ類)

### 【取組の確認方法】

収益力向上の取組の実施状況は、地域農業再生協議会が以下の書類等（全てでなくてよい）により確認する。

- |        |                              |
|--------|------------------------------|
| ・営農計画書 | ・土壤診断書                       |
| ・現地確認  | ・肥料・農薬等購入伝票                  |
| ・作業日誌  | ・その他、地域農業再生協議会が証拠として妥当と認める資料 |

## 産地交付金の活用方法の明細（個票）

| 協議会名                      | 埼玉県  |       | 整理番号 | 2-1、2-2 |     |       |     |       |     |       |  |       |  |       |  |                           |    |      |     |      |     |      |     |      |     |   |   |   |   |     |     |   |   |
|---------------------------|--|-------|------|---------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|--|-------|--|-------|--|---------------------------|----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|---|---|---|---|-----|-----|---|---|
| 使途名                       | 担い手による所得向上に向けた高収益作物生産の取組   |       |      |         |     |       |     |       |     |       |  |       |  |       |  |                           |    |      |     |      |     |      |     |      |     |   |   |   |   |     |     |   |   |
| 対象作物                      | 11品目の高収益作物（ねぎ、ブロッコリー、カリフラワー、さといも、とうもろこし、なす、えだまめ、たまねぎ、にんにく、じゃがいも、ごま）、その他野菜（基幹作のみ）   |       |      |         |     |       |     |       |     |       |  |       |  |       |  |                           |    |      |     |      |     |      |     |      |     |   |   |   |   |     |     |   |   |
| 単価                        | 11品目の高収益作物：5,200円／10a（上限単価 5,500円／10a）（2-1）<br>その他野菜：5,000円／10a（2-2）   |       |      |         |     |       |     |       |     |       |  |       |  |       |  |                           |    |      |     |      |     |      |     |      |     |   |   |   |   |     |     |   |   |
| 課題                        | <p>【R4年度の評価と今後の課題】<br/>           R4年度の野菜の取組（※）は、255haで目標の作付面積目標328haを下回った。主食用米からの転換において、野菜よりも転換が容易な非主食用米が優先されたためと推測される。<br/>           水田農業の高収益化に向けて、引き続き、野菜生産の拡大を支援していく。<br/>           また、県内では水田におけるごまの栽培が導入が始まっており、収益拡大が期待されている。<br/>           R5年度は支援方法を見直し、需要が多い11品目とそれ以外の品目に単価の差をつけることにより、作付品目を誘導し、高収益作物の産地化を図る。<br/>           ※R4年度までの取組         </p>  |       |      |         |     |       |     |       |     |       |  |       |  |       |  |                           |    |      |     |      |     |      |     |      |     |   |   |   |   |     |     |   |   |
| 目標                        | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">令和2年度</th> <th colspan="2">令和3年度</th> <th colspan="2">令和4年度</th> <th colspan="2">令和5年度</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">目標<br/>水田を活用した高収益作物の拡大(ha)</th> <th rowspan="2">目標</th> <th>11品目</th> <th>その他</th> <th>11品目</th> <th>その他</th> <th>11品目</th> <th>その他</th> <th>11品目</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>115</td> <td>115</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> |       |      |         |     |       |     | 令和2年度 |     | 令和3年度 |  | 令和4年度 |  | 令和5年度 |  | 目標<br>水田を活用した高収益作物の拡大(ha) | 目標 | 11品目 | その他 | 11品目 | その他 | 11品目 | その他 | 11品目 | その他 | - | - | - | - | 115 | 115 | - | - |
|                           |  | 令和2年度 |      | 令和3年度   |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |       |  |       |  |       |  |                           |    |      |     |      |     |      |     |      |     |   |   |   |   |     |     |   |   |
| 目標<br>水田を活用した高収益作物の拡大(ha) | 目標   | 11品目  | その他  | 11品目    | その他 | 11品目  | その他 | 11品目  | その他 |       |  |       |  |       |  |                           |    |      |     |      |     |      |     |      |     |   |   |   |   |     |     |   |   |
|                           |  | -     | -    | -       | -   | 115   | 115 | -     | -   |       |  |       |  |       |  |                           |    |      |     |      |     |      |     |      |     |   |   |   |   |     |     |   |   |
| 内容                        | 担い手が販売を目的として水田（露地）で栽培する野菜、ごまについて、その作付面積に応じて助成する。   |       |      |         |     |       |     |       |     |       |  |       |  |       |  |                           |    |      |     |      |     |      |     |      |     |   |   |   |   |     |     |   |   |
| 具体的要件                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者<br/>認定農業者、集落営農、認定新規就農者</li> <li>○対象となる農地<br/>水田活用の直接支払交付金の交付対象水田</li> <li>○対象作物<br/>収穫物及び苗の販売を目的として露地で栽培されたねぎ、ブロッコリー、カリフラワー、さといも、とうもろこし（食用）、なす、えだまめ、たまねぎ、にんにく、じゃがいも、ごま（以下「11品目の高収益作物」という。）及びその他野菜<br/>当該年度に出荷・販売実績があるもの<br/>基幹作に限る</li> <li>○11品目の高収益作物単価5,200円/10aの適用条件<br/>筆毎に、11品目の高収益作物のみが作付されている場合に適用する。<br/>同一筆内に、11品目の高収益作物とその他野菜が混在している場合は、その他野菜の単価5,000円/10aを適用する。</li> </ul>   |       |      |         |     |       |     |       |     |       |  |       |  |       |  |                           |    |      |     |      |     |      |     |      |     |   |   |   |   |     |     |   |   |
| 取組の確認方法                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○認定農業者であることの確認は、市町村等へ申請した農業経営改善計画書により、市町村等の認定を受け、発行された認定書による。</li> <li>○集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。</li> <li>○認定新規就農者であることの確認は、市町村の発行する認定書による。</li> <li>○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。</li> <li>○作付面積の確認は、営農計画書及び現地確認により行う。</li> <li>○露地で栽培されたこと及び品目の確認は、現地確認により行う。</li> <li>○出荷・販売されたことの確認は、出荷・販売伝票により行う。</li> </ul>   |       |      |         |     |       |     |       |     |       |  |       |  |       |  |                           |    |      |     |      |     |      |     |      |     |   |   |   |   |     |     |   |   |
| 成果等の確認方法                  | 産地交付金の活用実績により確認（R6.2）  |       |      |         |     |       |     |       |     |       |  |       |  |       |  |                           |    |      |     |      |     |      |     |      |     |   |   |   |   |     |     |   |   |
| 備考                        |  |       |      |         |     |       |     |       |     |       |  |       |  |       |  |                           |    |      |     |      |     |      |     |      |     |   |   |   |   |     |     |   |   |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2～4年度の目標の記載は不要です。

## 産地交付金の活用方法の明細（個票）

|          |  |    |       |       |       |          |       |  |  |
|----------|--|----|-------|-------|-------|----------|-------|--|--|
| 協議会名     | 埼玉県  |    |       |       | 整理番号  | 3-1, 3-2 |       |  |  |
| 使途名      | 担い手による飼料用米・米粉用米の取組   |    |       |       |       |          |       |  |  |
| 対象作物     | 飼料用米、米粉用米（基幹作のみ）   |    |       |       |       |          |       |  |  |
| 単 価      | 飼料用米：3, 800円／10a (上限単価4, 300円／10a)<br>米粉用米：3, 000円／10a   |    |       |       |       |          |       |  |  |
| 課 題      | <p>【R4年度の評価と今後の課題】</p> <p>R4年度飼料用米の作付面積は3,771haでR3年度から861ha増加した。一方、米粉用米は851haでR3年度より61ha減少した。需要が減少していることが要因と考えられる。主食用米の需給調整や価格の安定、水田の有効活用を図るためにも、引き続き飼料用米・米粉用米の収益力向上に資する技術の導入を支援する。また、米粉用米については、需要創出も課題であることから、栽培品種等を見直し、需要の増加を図る。</p> <p>飼料用米は主食用米から転換が容易であり、県内外に需要がある一方で、主食用米への転換も容易であることから、畑作物への転換も積極的に行うため、R4年度の目標を下方修正するとともに、R5年度の目標についても目標値を抑えている。</p>   |    |       |       |       |          |       |  |  |
| 目 標      |  |    | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度    |       |  |  |
|          | 収益力向上<br>技術導入<br>(ha)  | 目標 | 飼料用米  | 米粉用米  | 飼料用米  | 米粉用米     | 飼料用米  |  |  |
|          |  |    | 1,397 | 1,230 | 2,973 | 732      | 3,267 |  |  |
|          |  | 実績 | 1,100 | 774   | 2,391 | 770      | 3,113 |  |  |
| 内 容      | 担い手が販売を目的として水田で栽培する戦略作物助成の対象となっている飼料用米及び米粉用米に対して、その作付面積に応じて助成する。   |    |       |       |       |          |       |  |  |
| 具体的要件    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者<br/>認定農業者、集落営農、認定新規就農者</li> <li>○対象となる農地<br/>水田活用の直接支払交付金の交付対象水田</li> <li>○対象作物<br/>戦略作物助成の対象となっている飼料用米、米粉用米（基幹作）<br/>同一ほ場で異なる整理番号の助成対象作物と二毛作を実施した場合においても当該助成は有効とする。</li> <li>○収益力向上要件<br/>別紙2に記載の取組要件のうち1つ以上を実施する。</li> </ul>   |    |       |       |       |          |       |  |  |
| 取組の確認方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○認定農業者であることの確認は、市町村等へ申請した農業経営改善計画書により、市町村等の認定を受け、発行された認定書による。</li> <li>○集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱Ⅲの2の(4)の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。</li> <li>○認定新規就農者であることの確認は、市町村の発行する認定書による。</li> <li>○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。</li> <li>○作付面積及び出荷・販売の確認は、戦略作物助成の確認で兼ねる。</li> <li>○収益力向上要件の取組確認は別紙2に記載の方法で行う。</li> </ul> |    |       |       |       |          |       |  |  |
| 成果等の確認方法 | 作付面積（基幹作）は令和5年産の水田における作付状況についてにより確認（R5.9）。<br>収益力向上技術導入面積は産地交付金の活用実績により確認（R6.2）。   |    |       |       |       |          |       |  |  |
| 備考       |  |    |       |       |       |          |       |  |  |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2～4年度の目標の記載は不要です。

## (別紙2) 担い手による飼料用米・米粉用米の取組における収益力向上要件

### 【取組要件】

#### ① 多収品種の導入

「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の別紙1の第4の3に規定する品種を導入する。

自家増殖した種子を用いる場合は3年に1度は更新すること。また、経営所得安定対策等実施要綱（一部改正令和元年9月18日付け元政統第841号）様式第11-8号に準拠した証拠書類を整理すること。（R4年度からは改正種苗法に基づく許諾が必要）

#### ② 温湯消毒 ※ただしR3～R7年度までの期間限定の取組とする。

60°Cの温湯に種もみを10分間浸漬した後、15°C以下の冷水に5分間漬ける。

上記の他、JA、農業共済、市町村等で温湯種子消毒の方法が示されている場合はそれによることができる。また、温湯消毒済みの種子を購入することで取組に代えることができる。

#### ③ 作期分散

作期の異なる複数品種（2品種以上）を作付けし、作期を分散する。

#### ④ 効率的な施肥

以下のいずれか一つ以上に取組むこと。

（流し込み施肥）

水口に流し込み施肥用の装置を設置し、肥料を灌漑水とともに流し込む。

（育苗箱全量施肥）

苗箱内に1作期分の肥効調節型肥料を施用する。

（全量基肥施肥）

基肥施用時に、1期作分の肥効調節型肥料を施用する。

（側条施肥）

側条施肥に対応した田植機を使用し、移植と同時に株溝の土中にすじ状に肥効調節型肥料を施用する。

#### ⑤ 効率的な農薬処理

以下のいずれか一つ以上に取組むこと。

（育苗箱施用）

苗箱内に主要病害虫を予防的に防除できる農薬等を施用する。

（播種時同時処理）

専用の機械を使用し、播種と同時に農薬を処理する。

（田植え同時処理）

専用の機械を使用し、移植作業と同時に農薬を処理する。

#### ⑥ 土壤診断を踏まえた施肥・土づくり

pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壤診断又は葉緑素計を用いた

葉色診断の結果に基づいて、肥料や有機質資材、土壤改良資材を施用する。

#### ⑦ 直播栽培

育苗作業を省略し、直播に対応した播種機等を用いて種もみを直接ほ場に播種する栽培を行う。

#### ⑧ 高密度播種育苗栽培

慣行栽培（乾粉100～150g（催芽粉125～187g））より育苗密度が高くなるよう、乾粉250～300g（催芽粉312～375g）を播種・育苗し、田植機を用いて移植する。

### 【取組の確認方法】

収益力向上の取組の実施状況は、地域農業再生協議会が以下の書類等（全てでなくてよい）により確認する。

- ・ 営農計画書
- ・ 土壌診断書
- ・ 現地確認
- ・ 肥料・農薬等購入伝票
- ・ 作業日誌
- ・ その他、地域農業再生協議会が証拠として妥当と認める資料

## 産地交付金の活用方法の明細（個票）

|          |   |    |       |       |         |       |
|----------|---|----|-------|-------|---------|-------|
| 協議会名     | 埼玉県   |    |       | 整理番号  | 4-1、4-2 |       |
| 使途名      | 二毛作助成   |    |       |       |         |       |
| 対象作物     | 戦略作物等（麦、大豆、飼料作物、WCS用稻、加工用米、飼料用米、米粉用米、そば、なたね、新市場開拓用米）<br>(二毛作のみ)   |    |       |       |         |       |
| 単価       | (基幹作—二毛作)<br>戦略作物等—戦略作物等の組合せ：10,500円／10a（上限単価11,000円／10a）(4-2)<br>主食用米—戦略作物等の組合せ：3,500円／10a（上限単価4,000円／10a）(4-1)  |    |       |       |         |       |
| 課題       | 【R4年度の評価と今後の課題】<br>R4年度における実施面積は3,471haで、R3年度より83ha増加した。<br>戦略作物同士の組み合わせは二毛作全体の49%で、目標達成することができた。<br>令和5年度も引き続き、戦略作物同士の二毛作を推進し、水田の有効活用を推進していく。  |    |       |       |         |       |
| 目標       |   |    | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度   | 令和5年度 |
|          | 戦略作物同士の組み合わせの割合増加(%)  | 目標 | -     | 80%   | 43%     | 50%   |
|          |   | 実績 | -     | 43%   | 49%     | -     |
| 内容       | 「対象作物同士」又は「主食用米と対象作物」の組み合わせによる二毛作を行った場合、二毛作として作付けする対象作物の作付面積に応じて助成する。   |    |       |       |         |       |
| 具体的要件    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者<br/>販売農家、集落営農</li> <li>○対象となる農地<br/>水田活用の直接支払交付金の交付対象水田</li> <li>○対象作物<br/>戦略作物助成の対象作物（麦、大豆、飼料作物、WCS用稻、加工用米、飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米）及びそば、なたね<br/>二毛作のみ、種子用を含む。</li> <li>○その他要件<br/>別紙3のとおり</li> </ul>   |    |       |       |         |       |
| 取組の確認方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）IVの第2の1の（4）の②の規定に準じて行う。</li> <li>・集落営農組織であることの確認は、要綱IIIの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。</li> <li>・対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。</li> <li>・作付面積の確認は、要綱IVの第2の1の（5）の規定に準じて行う。</li> <li>・その他要件については、別紙3のとおり。</li> </ul> |    |       |       |         |       |
| 成果等の確認方法 | 産地交付金の交付実績により確認（R6.2）   |    |       |       |         |       |
| 備考       |   |    |       |       |         |       |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2～4年度の目標の記載は不要です。

(別紙3) 二毛作助成のその他要件について

1 具体的要件

二毛作助成の対象作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度内に収穫を行うものであり、出荷・販売を行うこと。

(1) 麦

農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。

(2) 大豆

農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

(3) 飼料作物

青刈り稻にあっては、新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1）の認定を受けていること。

その他の飼料作物にあっては、実需者等との品質等の条件を含めた利用供給協定を締結していること。自らの畜産經營に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。

(4) 飼料用米、米粉用米

新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1）又は生産製造連携事業計画（米穀の新用途への利用の促進に関する法律第4条第3項）の認定を受けていること。

飼料用米の生産に当たっては整理番号3の別紙2の収益力向上要件の取組を実施すること。

(5) W C S用稻

新規需要米取組計画の認定を受けていること。

(6) 加工用米

加工用米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5）の認定又は加工用米出荷契約（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第6の1）を締結していること。

(7) そば、なたね（搾油用）

農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

※麦、大豆、そば、なたね（搾油用）のうち、自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9-2号）を作成すること。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成すること。

(8) 新市場開拓用米

農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

※ 種子用の場合

農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

2 確認方法

(1) 麦、大豆

出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9-2号）により確認する。

(2) 飼料作物

利用供給協定書又は自家利用計画書により確認する。

(3) 飼料用米、米粉用米、W C S用稻、新市場開拓用米

新規需要米取組計画書及び新規需要米生産集出荷数量一覧表により確認する。

(4) 加工用米

加工用米取組計画書又は加工用米出荷契約書及び加工用米生産集出荷数量一覧表により確認する。

(5) そば、なたね（搾油用）

出荷・販売契約書により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9-2号）により確認する。

## 産地交付金の活用方法の明細（個票）

|          |   |    |       |       |         |
|----------|---|----|-------|-------|---------|
| 協議会名     | 埼玉県   |    |       | 整理番号  | 5-1 5-2 |
| 使途名      | 飼料作物の作付の取組  |    |       |       |         |
| 対象作物     | 飼料作物等（基幹作・二毛作）  |    |       |       |         |
| 単 価      | 5, 200円/10a (上限単価 5, 500円/10a)  |    |       |       |         |
| 課 題      | <p>【R4年度の評価と今後の課題】</p> <p>R4年度の飼料作物の取組は259haで目標面積を達成した。飼料作物とWCS用稻が概ね目標どおり増加したためと考えられる。</p> <p>R5年度は飼料の安定供給が可能となるように目標を上方修正し、飼料作物の収益力向上技術の導入を支援し、需要者の要望に応じた飼料作物の生産量の確保に取り組む。</p>   |    |       |       |         |
| 目 標      |   |    | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度   |
|          | 収益力向上技術導入<br>(ha)   | 目標 | -     | -     | 259     |
|          |   | 実績 | -     | -     | 259     |
| 内 容      | 販売又は畜産農家への供給（自家利用含む）を目的として水田で栽培する飼料作物等に対して、その作付面積に応じて助成する。  |    |       |       |         |
| 具体的要件    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者<br/>販売農家、集落営農</li> <li>○対象となる農地<br/>水田活用の直接支払交付金の交付対象水田</li> <li>○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料作物等（別紙5）</li> </ul> <p>なお、同一ほ場で当該助成の対象作物同士で二毛作を行う場合、いずれも助成対象とする。ただし、二期作や同じ作物を年度内に2回以上収穫することは二毛作として扱わない。</p> <p>また、異なる整理番号の助成対象作物との組合せで二毛作を行う場合においても、当該助成は有効とする。</p> </li> <li>○収益力向上の取組<br/>別紙7に記載の取組要件のうち1つ以上取り組む。</li> <li>○その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙6の内容が含まれた出荷・販売契約もしくは利用供給協定書を締結（自家利用の場合には自家利用計画を策定）していること。</li> <li>・当年産において、飼料作物等の作付が行われる水田であること。</li> <li>・対象作物が確実に飼料として利用されていること。</li> </ul> </li> </ul> |    |       |       |         |
| 取組の確認方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）IVの第2の1の(4)の②の規定に準じて行う。</li> <li>・集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の(4)の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。</li> <li>・対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。</li> <li>・作付面積の確認は、要綱IVの第2の1の(5)の規定に準じて行う。</li> <li>・利用供給協定に含まれる事項の確認は、利用供給協定書により確認する。</li> <li>・出荷・販売等の確認は、要綱IVの第2の1の(4)の②の規定に準じて行う。</li> </ul>  |    |       |       |         |
| 成果等の確認方法 | 産地交付金の活用実績により確認（R6.2）   |    |       |       |         |
| 備考       |   |    |       |       |         |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2～4年度の目標の記載は不要です。

(別紙5) 飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、子実用とうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦（らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。）、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稻、WCS用稻、わら専用稻、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スマーズプロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

(別紙6) 出荷・販売契約及び利用供給協定に含まれるべき事項

- (1) 取組の内容
- (2) 供給される飼料作物の種類及び量
- (3) 飼料作物を生産する者
- (4) 飼料作物を利用する者
- (5) 園場の場所及び面積
- (6) 利用供給協定締結期間
- (7) 飼料作物の出荷・販売及び供給の条件  
(作業分担及び品代・経費の負担等)
- (8) その他必要な事項

## 別紙7 収益力向上要件

①推奨品種の使用(多年生牧草の場合は、令和5年度に播種するものに限る)

飼料作物栽培基準（令和2年9月埼玉県農林部策定）に記載の推奨品種を使用する。

②排水対策

以下のいずれか一つ以上に取組む。

心土破碎、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠、そのほか地域農業再生協議会において排水対策に資すると判断できる取組み。

③土壤診断による適正施肥の実施

pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壤診断又はセンシング機器を用いた生育診断の結果に基づいて、肥料や有機質資材、土壤改良資材の施用を行う。

④たい肥利用による資源循環の取組

水田で生産された対象作物の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたたい肥を利用する。

散布量は、地域の公的機関が堆肥の散布量に関する基準を定めている場合にあっては、当該基準とし、基準なき場合は10a当たりで2t又は4m<sup>3</sup>以上とする。

⑤病害虫の予防的防除（WCS用稻のみ）

は種前から移植当日に、いもち病及びチョウ目に効果のある箱施薬剤を使用する。

収益力向上の取組の実施状況は、地域農業再生協議会が以下の書類等（全てでなくてよい）により確認する。

- ・ 営農計画書
- ・ 土壤診断書
- ・ 現地確認
- ・ 肥料農薬等購入伝票
- ・ 作業日誌
- ・ その他、地域農業再生協議会が証拠として妥当と認める資料

## 産地交付金の活用方法の明細（個票）

| 協議会名     | 埼玉県  |    |       |     |       |     | 整理番号  | 6   |       |     |
|----------|--|----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| 使途名      | そば、なたねの作付の取組   |    |       |     |       |     |       |     |       |     |
| 対象作物     | そば、なたね（搾油用）（基幹作）   |    |       |     |       |     |       |     |       |     |
| 単 価      | 20,000円/10a  |    |       |     |       |     |       |     |       |     |
| 課 題      | <b>【R4年度の評価と今後の課題】</b><br>R4年度のそば（基幹作）の作付面積は40ha、なたね（基幹作）の作付面積は0.9haで、目標を下回った。非主食用米への転換が優先されたことや、二毛作で取組されていることが考えられる。<br>地域の需要者の要望に応じた生産量を確保するとともに、水田農業の安定した経営並びに水田の有効活用を図るため、R4年度実績並みを目標とし、R5年度も引き続き産地交付金を活用した支援を行っていくこととする。  |    |       |     |       |     |       |     |       |     |
| 目 標      |  |    | 令和2年度 |     | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|          | 水田におけるそば、なたねの作付面積の拡大(ha)   | 目標 | そば    | なたね | そば    | なたね | そば    | なたね | そば    | なたね |
| 113      |  |    | —     | 54  | 6     | 45  | 3     | 41  | 1     |     |
| 内 容      | 当年における作付面積に応じて助成する。  |    |       |     |       |     |       |     |       |     |
| 具体的要件    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者<br/>販売農家、集落営農</li> <li>○対象となる農地<br/>水田活用の直接支払交付金の交付対象水田</li> <li>○対象作物<br/>そば、なたね（搾油用）（基幹作のみ、同一年度で一作のみ）<br/>同一場所で異なる整理番号の助成対象作物と二毛作を行う場合においても、当該助成は有効とする。<br/>農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。<br/>※自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9-2号）を作成すること。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成すること。</li> </ul>   |    |       |     |       |     |       |     |       |     |
| 取組の確認方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）IVの第2の1の（4）の②の規定に準じて行う。</li> <li>○集落営農組織であることの確認は、要綱IIIの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。</li> <li>○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。</li> <li>○作付面積の確認は、要綱IVの第2の1の（5）の規定に準じて行う。</li> <li>○出荷・販売の確認は、出荷・販売契約書により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9-2号）により確認する。</li> </ul> |    |       |     |       |     |       |     |       |     |
| 成果等の確認方法 |  |    |       |     |       |     |       |     |       |     |
| 備考       |  |    |       |     |       |     |       |     |       |     |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2～4年度の目標の記載は不要です。

## 産地交付金の活用方法の明細（個票）

|                        |   |   |        |        |        |
|------------------------|---|---|--------|--------|--------|
| 協議会名                   | 埼玉県   |   |        | 整理番号   | 7      |
| 使途名                    | 新市場開拓用米の複数年契約加算   |   |        |        |        |
| 対象作物                   | 新市場開拓用米（基幹作）  |   |        |        |        |
| 単 価                    | 10,000円／10a   |   |        |        |        |
| 課 題                    | <p><b>【R4年度の評価と今後の課題】</b><br/>           R4年度の新市場開拓用米の作付面積は44haで、R3年度よりも4ha増加しているが、複数年契約の取組はなかった。世界情勢の悪化により、次年度以降の見通しが立たなかつたことが一因であると考えられる。<br/>           令和5年度は、目標を下方修正するが、新市場開拓用米の定着に向けて引き続き複数年契約を推進する。         </p>   |   |        |        |        |
| 目 標                    |   |   | 令和3 年度 | 令和4 年度 | 令和5 年度 |
| 複数年契約の取組<br>面積の拡大 (ha) | 目標  | - | 15     | 15     | 15     |
|                        | 実績  | - | 0      | -      | -      |
| 内 容                    | 新市場開拓用米の複数年契約面積に応じて助成する。  |   |        |        |        |
| 具体的要件                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○需要者側（需要者又は実需者団体）へ出荷・販売を目的として、以下の要件を満たす3年以上の複数年契約（令和5年度に新たに締結したもの）に基づき、対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農（複数年契約に係る新規需要米取組計画又は生産製造連携事業計画に位置付けられた者に限る。）による取組であること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側（需要者又は需要者団体のいずれか）の契約であること。</li> <li>② 販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格（契約価格の設定方法を含む）が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。</li> <li>③ 複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加すること。</li> </ul> </li> <li>○需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること。</li> <li>○新市場開拓用米を自らの加工・販売に供する目的で生産する者が行う取組についても、3年以上確実に取り組む場合には支援対象とする</li> </ul> |   |        |        |        |
| 取組の確認方法                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）IVの第2の1の（4）の②の規定に準じて行う。</li> <li>○集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。</li> <li>○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。</li> <li>○契約面積の確認は、新規需要米取組計画書または、生産者団体等が作成する取組計画書に添付される生産者リストに記載されている</li> <li>○自家販売・加工の取組については、新規需要米自家加工販売計画書により確認する。契約面積により確認する。</li> </ul>   |   |        |        |        |
| 成果等の確認方法               | 産地交付金の活用実績により確認 (R6.2)  |   |        |        |        |
| 備考                     |   |   |        |        |        |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2～4年度の目標の記載は不要です。

## 産地交付金の活用方法の明細（個票）

|          |   |    |       |       |       |
|----------|---|----|-------|-------|-------|
| 協議会名     | 埼玉県   |    |       | 整理番号  | 8     |
| 使途名      | 新市場開拓用米の作付の取組   |    |       |       |       |
| 対象作物     | 新市場開拓用米（基幹作のみ）  |    |       |       |       |
| 単 価      | 20,000円／10a   |    |       |       |       |
| 課 題      | <p>【R4年度の評価と課題】</p> <p>R4年度の作付は45haであり、R3年度よりも4ha増加したものの目標を下回った。世界情勢の悪化が影響していると考えられる。</p> <p>米の需要が減少する中、輸出などの新たな市場開拓への取組を推進し、需要に応じた米生産並びに水田農業の経営安定を図るため、R4年度も引き続き産地交付金を活用して支援を行っていくこととする。</p>   |    |       |       |       |
| 目 標      |   |    | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|          | 輸出用米の作付面積の維持・拡大(ha)   | 目標 | 70    | 32    | 100   |
|          |   | 実績 | 32    | 41    | 45    |
| 内 容      | 内外の米の新市場の開拓を図る輸出用米等の米穀作付の取組に助成する。   |    |       |       |       |
| 具体的要件    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者<br/>販売農家、集落営農</li> <li>○対象となる農地<br/>水田活用の直接支払交付金の交付対象水田</li> <li>○対象作物<br/>新市場開拓用米（基幹作のみ）<br/>同一場所で異なる整理番号の助成対象作物と二毛作を行う場合においても、当該助成は有効とする。<br/>新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1）の認定を受けていること。</li> </ul>  |    |       |       |       |
| 取組の確認方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）IVの第2の1の(4)の②の規定に準じて行う。</li> <li>・集落営農組織であることの確認は、要綱IIIの2の(4)の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。</li> <li>・対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。</li> <li>・作付面積の確認は、要綱IVの第2の1の(5)の規定に準じて行う。</li> <li>・出荷・販売の確認は、新規需要米取組計画書及び新規需要米生産集出荷数量一覧表により確認する。</li> </ul> |    |       |       |       |
| 成果等の確認方法 | 産地交付金の活用実績（R6.2）及びコメ新市場開拓等促進事業の活用実績（R6.3）を元に確認  |    |       |       |       |
| 備考       |   |    |       |       |       |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2～4年度の目標の記載は不要です。

**産地交付金の活用方法の明細（個票）**

| 協議会名               | 埼玉県   |       |       | 整理番号  | 9     |  |  |       |       |       |       |                    |    |   |   |   |   |    |   |     |   |   |
|--------------------|---|-------|-------|-------|-------|--|--|-------|-------|-------|-------|--------------------|----|---|---|---|---|----|---|-----|---|---|
| 使途名                | 地力増進作物の作付拡大の取組  |       |       |       |       |  |  |       |       |       |       |                    |    |   |   |   |   |    |   |     |   |   |
| 対象作物               | 別紙8のとおり（基幹作）  |       |       |       |       |  |  |       |       |       |       |                    |    |   |   |   |   |    |   |     |   |   |
| 単価                 | 20,000円（※）／10a ※単価の考え方は、具体的要件に記載。   |       |       |       |       |  |  |       |       |       |       |                    |    |   |   |   |   |    |   |     |   |   |
| 課題                 | <p>【R4年度の評価と今後の課題】<br/>           R4年度は、地力増進作物の作付に取組みたいという要望は多くあったが、地域農業再生協議会毎の水稻の作付面積や次作が休耕ではないという条件の制約があり、最終的な取組面積は61haであった。<br/>           令和5年度は目標を下方修正するが、次作に向けた取組であることを十分に周知した上で、地力増進作物による計画的な土づくりを産地交付金を活用して支援する。</p>  |       |       |       |       |  |  |       |       |       |       |                    |    |   |   |   |   |    |   |     |   |   |
| 目標                 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">地力増進作物の取組面積の拡大(ha)</th> <th>目標</th> <td>-</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>実績</th> <td>-</td> <td>0.6</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>  |       |       |       |       |  |  | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 地力増進作物の取組面積の拡大(ha) | 目標 | - | 1 | 2 | 2 | 実績 | - | 0.6 | - | - |
|                    |   | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |  |  |       |       |       |       |                    |    |   |   |   |   |    |   |     |   |   |
| 地力増進作物の取組面積の拡大(ha) | 目標  | -     | 1     | 2     | 2     |  |  |       |       |       |       |                    |    |   |   |   |   |    |   |     |   |   |
|                    | 実績  | -     | 0.6   | -     | -     |  |  |       |       |       |       |                    |    |   |   |   |   |    |   |     |   |   |
| 内容                 | 地力増進作物の令和5年度取組面積に応じて支援を行う。  |       |       |       |       |  |  |       |       |       |       |                    |    |   |   |   |   |    |   |     |   |   |
| 具体的要件              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者<br/>販売農家、集落営農</li> <li>○対象となる農地<br/>水田活用の直接支払交付金の交付対象水田</li> <li>○対象作物<br/>別紙8のとおり。<br/>※すき込みを行う年度を取組の年度とする。</li> <li>○助成対象面積<br/>令和5年度取組面積</li> <li>○追加配分方法について<br/>地域農業再生協議会毎にア及びイの合計面積について、追加配分を行う。<br/>ア 支援対象年度の前年度における産地交付金追加配分実施面積（ただし、支援対象年度の作付面積が前年度の産地交付金の追加配分実施面積より小さい場合は、支援対象年度の作付面積とします。）<br/>イ 支援対象年度の作付面積が前年産の作付面積から増加している場合、以下の(7)又は(1)のいずれか小さい方の面積<br/>(7) 水稻（加工用米、米粉用米及び新市場開拓用米を除きます。）の支援対象年度の前年度からの作付減少面積<br/>(1) 地力増進作物（基幹作に限ります。）の支援対象年度の前年度からの作付拡大面積</li> <li>○単価の考え方<br/>地域農業再生協議会毎にみて、所要額が配分額以内の場合 単価20,000円/10a<br/>地域農業再生協議会毎にみて、所要額が配分額を上回る場合<br/><math display="block">20,000\text{円}/10a \times (\text{地域農業再生協議会の配分額}) \div (\text{助成対象面積} \times 20,000\text{円}/10a)</math></li> <li>○その他<br/>別紙9のとおり</li> </ul> |       |       |       |       |  |  |       |       |       |       |                    |    |   |   |   |   |    |   |     |   |   |
| 取組の確認方法            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）IVの第2の1の（4）の②の規定に準じて行う。</li> <li>○集落営農組織であることの確認は、要綱IIIの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。</li> <li>○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。</li> <li>○作付面積の確認は、作業日誌、写真による確認を基本とし、それによりがたい場合は現地確認を行う。</li> </ul>   |       |       |       |       |  |  |       |       |       |       |                    |    |   |   |   |   |    |   |     |   |   |
| 成果等の確認方法           | 産地交付金の活用実績により確認（R6.2）   |       |       |       |       |  |  |       |       |       |       |                    |    |   |   |   |   |    |   |     |   |   |
| 備考                 |   |       |       |       |       |  |  |       |       |       |       |                    |    |   |   |   |   |    |   |     |   |   |

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2～4年度の目標の記載は不要です。

(参考様式)

## 地力増進作物取組計画

### 1 地力増進作物の取組内容

作物名

ほ場地番

は種時期 年 月

すき込み時期 年 月

導入の目的

### 2 次作

作物名 作付時期 年 月 ~ 年 月

## 別紙8 地力増進作物の範囲

エンバク、ライムギ、ライコムギ、コムギ（緑肥用）、イタリアンライグラス（緑肥用）、ソルガム（ソルゴー）、スーダングラス（緑肥用）、ギニアグラス（緑肥用）、トウモロコシ（緑肥用）、ヒエ（緑肥用）、ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバー類、クロタラリア、セスバニア、エビスグサ、ヒマワリ、マリーゴールド、シロガラシ、カラシナ（チャガラシ）、ナタネ（緑肥用）、ハゼリソウ

## 別紙9 その他

以下の条件をすべて守ること。

- ① 緑肥利用マニュアル（農研機構中央農研発行）または種苗メーカーが推奨する標準は種量をは種すること。
- ② 緑肥利用マニュアル（農研機構中央農研発行）または種苗メーカーが推奨する時期に、は種作業及びすき込み作業を実施する。
- ③ すき込み前に、子実及び茎葉の収穫や放牧を行わないこと。
- ④ 前年度に同一ほ場での地力増進作物の取組に対する助成を受けていないこと。
- ⑤ 地力増進作物の導入の目的、次作の作物を記載した取組計画を取組年度の6月末までに作成すること。
- ⑥ ⑤の取組計画により、次作が休耕でないことが確認できること。

取組の実施状況は、地域農業再生協議会が以下の書類等（全てでなくてよい）により確認する。

- |  |                |
|--|----------------|
| ・ 営農計画書  | ・ 地力増進作物種子購入伝票 |
| ・ 緑肥利用マニュアル（農研機構中央農研発行）または種苗メーカーが発行するカタログ等の栽培方法や効果が確認できる書類 |                |
| ・ 取組計画   | ・ 作業日誌         |
| ・ 写真   | ・ 現地確認         |
| ・ その他、地域農業再生協議会が必要と認める書類                                   |                |